

とみしん 相続専用定期預金



固定
金利
年

0.45%

(税引前)

お預入金額 お一人様100万円以上

お預入期間 1年

※ご相続により受け取られた資金からのお預け入れとさせていただきます。

大切な想いを
ずっとつないでいきたい



詳しくは当店窓口へお気軽にお尋ねください。
(店頭窓口に商品概要説明書をご用意しております)



本チラシは2025年3月28日現在

 富山信用金庫



相続専用定期預金 商品概要

ご対象のお客様	●金融機関(当金庫以外の金融機関を含む)でのご相続手続き完了後1年以内に、ご相続により取得した資金を原資としてお預け入れいただける個人の方 ※ご相続により取得した不動産や有価証券等の換金代金もお預け入れ可。 ※既に当金庫にお預け入れの相続人様名義の預金(ご相続によるものではないもの)でのお預け入れはできません。
ご確認資料	●当金庫でご相続手続きをされたお客様 ①本人確認書類 ②お届出印鑑 ●他金融機関でご相続手続きをされたお客様 ①本人確認書類 ②お届出印鑑 ③遺産分割協議書など相続内容が確認できる書類 ●原資が死亡保険金の場合 保険会社から送付された保険金等支払通知書等 ●原資が不動産、有価証券等の換金代金の場合 売買契約書、売却代金計算書等
お預入期間	●1年
お預入	
(1) 預入方法	●一括預入
(2) 預入金額	●お一人様 100万円以上(ご相続により取得した金額の範囲内)
(3) 預入単位	●1円単位
お利息	
(1) 適用金利	●固定金利 年0.45%(税引前)を約定利率として満期日まで適用します。 ●自動継続後の利率は、継続日における次の店頭表示の利率を適用します。 お預け入れ100万円以上300万円未満の場合は、店頭表示スーパー定期(単利型)の利率 お預け入れ300万円以上1,000万円未満の場合は、店頭表示スーパー定期300の利率 お預け入れ1,000万円以上の場合は、店頭表示大口定期預金の利率
(2) 利払方法	●満期日以降に一括してお支払いします。
(3) 計算方法	●付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算。
税金	●2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ※但し、マル優利用の場合は除きます。
中途解約時のお取扱い	●満期日前に解約の場合は、次に記載するお預入期間に応じた期限前解約利率及びお預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。 ※お預入6ヶ月未満の場合 解約日の普通預金利率 ※お預入6ヶ月以上1年未満の場合 約定利率×50%
その他	この商品概要説明書に定めのない事項については、通常の定期預金規定により取り扱います。

